

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月29日
【会社名】	サカタインクス株式会社
【英訳名】	SAKATA INX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 上野 吉昭
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	大阪市西区江戸堀一丁目23番37号
【縦覧に供する場所】	サカタインクス株式会社 東京本社 (東京都文京区後楽一丁目4番25号 日教販ビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員 上野吉昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、金額的及び質的重要性の僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2 / 3に達している事業拠点及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響が大きい持分法適用関連会社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

2022年2月14日付「当社連結子会社の不適切な取引に伴う特別損失（貸倒引当金繰入額）の計上に関するお知らせ」の通り、2021年12月に、当社連結子会社である阪田産業株式会社において実在性を確認できない不適切な取引が行われた疑いが生じました。

そこで、当社は速やかに外部専門家を含む調査委員会を発足させ、各種調査を行いました。その結果、2022年3月10日付「当社連結子会社における不適切な取引について」にてお知らせした通り、元社員の関与のもと、阪田産業株式会社、同社の機材関係の特定の取引先及び共謀する数社との間で、長年にわたり架空循環取引が行われてきた事実が認められると結論付けました。

なお、調査の過程において本件循環取引と類似の不適切な取引がないかを確認したところ、本件循環取引以外に類似取引が行われた事実は認められませんでした。また、阪田産業株式会社の他の役職員による組織的な関与も認められませんでした。

前述の不備が発見されましたが、財務報告への影響を総合的に勘案し、当事業年度末日時点において、内部統制の開示すべき重要な不備には該当しないと判断いたしました。

当社及び阪田産業株式会社は、本件に関する事実関係及び原因究明並びにこれらの反省を踏まえた再発防止策に関する調査委員会の提言を真摯に受け止めるとともに、再発防止策及びグループ全体として実効性のある内部統制の強化策を策定し、これを着実に実行することにより、グループ一丸となって株主、投資家、取引先及びその他ステークホルダーの皆様の信頼回復に努めてまいります。